



平成30年5月21日

各 位

会 社 名 日東富士製粉株式会社
代表者名 代表取締役社長 下嶋 正雄
(コード：2003、東証第1部)
問合せ先 総 務 部 長 坂田 喜章
(TEL. 03-3553-8781)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年5月21日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成30年6月28日開催予定の第121回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 1 単元(100 株)に満たない株式(単元未満株式)を所有されている株主の皆様への、株式売買の利便性を高めることを目的として、単元未満株式の買増し請求制度を導入するものであります。
- (2) 経営体制の充実強化を図るため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数の上限を7名以内から8名以内に変更し、監査等委員である取締役の員数を3名から4名以内に変更するものであります。
- (3) 機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう規程を新設するものであります。
- (4) 上記変更に伴う所要の変更のほか、各条に見出しを新設、必要となる条数の調整、その他文言の整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成30年6月28日(木)
定款変更の効力発生日 平成30年6月28日(木)

以 上

現 行	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 当社は日東富士製粉株式会社と称する。	<u>(商号)</u> 第 1 条 当社は、日東富士製粉株式会社と称し、 <u>英文では NITTO FUJI FLOUR MILLING</u> <u>CO., LTD. と表示する。</u>
第 2 条 (省略)	<u>(目的)</u> 第 2 条 (現行どおり)
第 3 条 (省略)	<u>(本店の所在地)</u> 第 3 条 (現行どおり)
第 4 条 (省略)	<u>(機関)</u> 第 4 条 (現行どおり)
第 5 条 (省略)	<u>(公告方法)</u> 第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条 (省略)	<u>(発行可能株式総数)</u> 第 6 条 (現行どおり)
第 7 条 (省略)	<u>(自己株式の取得)</u> 第 7 条 (現行どおり)
第 8 条 (省略)	<u>(単元株式数)</u> 第 8 条 (現行どおり)
第 9 条 (省略)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第 9 条 (現行どおり)
(新設)	<u>4 次条に定める請求をする権利</u>
(新設)	<u>(単元未満株式の買増し)</u> 第 10 条 <u>当社の単元未満株式を有する株主は、</u> <u>株式取扱規程に定めるところにより、その</u> <u>有する単元未満株式の数と併せて単元株式</u> <u>数となる株式を売り渡すことを請求するこ</u> <u>とができる。</u>
第 10 条 (省略)	<u>(株主名簿管理人)</u> 第 11 条 (現行どおり)
第 11 条 (省略)	<u>(株式取扱規程)</u> 第 12 条 (現行どおり)

第3章 株主総会

第12条 (省略)

第13条 (省略)

第14条 (省略)

第15条 当社は、東京都区内で株主総会を開催する。

第16条 (省略)

第17条 (省略)

第18条 (省略)

第19条 (省略)

第4章 取締役及び取締役会

第20条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、3名とする。

第21条 (省略)

第22条 (省略)

第23条 (省略)

第24条 (省略)

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 (現行どおり)

(定時株主総会の基準日)

第14条 (現行どおり)

(招集権者および議長)

第15条 (現行どおり)

(削除)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 (現行どおり)

(株主総会の決議方法)

第17条 (現行どおり)

(議決権の代理行使)

第18条 (現行どおり)

(株主総会議事録)

第19条 (現行どおり)

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 (現行どおり)

(取締役の任期)

第22条 (現行どおり)

(代表取締役および役付取締役)

第23条 (現行どおり)

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 (現行どおり)

第25条 (省略)
2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第26条 (省略)
2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の代表取締役がこれに代わる。

第27条 (省略)

第28条 (省略)

第29条 (省略)

第30条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

第31条 (省略)

第32条 (省略)

第5章 監査等委員会

第33条 (省略)

第34条 (省略)

第35条 (省略)

第36条 (省略)

(取締役会招集の通知)

第25条 (現行どおり)
2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役社長)

第26条 (現行どおり)
2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会決議の省略)

第27条 (現行どおり)

(重要な業務執行の委任)

第28条 (現行どおり)

(取締役会議事録)

第29条 (現行どおり)

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第31条 (現行どおり)

(取締役の責任免除)

第32条 (現行どおり)

第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第33条 (現行どおり)

(監査等委員会招集の通知)

第34条 (現行どおり)

(監査等委員会議事録)

第35条 (現行どおり)

(監査等委員会規則)

第36条 (現行どおり)

第6章 会計監査人の責任

第37条 (省略)

第7章 計算

第38条 (省略)

第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第41条 (省略)

附 則

第1条 (省略)

第2条 第6条及び第8条の変更は、平成28年10月1日をもって効力が発生するものとし、同日の経過をもって、本附則第2条を削除する。

第6章 会計監査人の責任

(会計監査人の責任免除)

第37条 (現行どおり)

第7章 計算

(事業年度)

第38条 (現行どおり)

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第41条 (現行どおり)

附 則

第1条 (現行どおり)

(削除)

以 上